

神戸に關する一二の考察

福尾猛市郎

一

神戸に關する研究は古來殆んど顧みられてゐなかつたといつてよい。その理由の一つは史料の闕乏であり、二つは零細な史料に對する考察の困難にあると思ふ。ところが近年祝宮靜氏が「神社の經濟生活 律令時代」なる著作を公刊せられ、植木博士がその序にいはれる如く、學界開拓の處女地に向つて其の研究を進められたのであつた。そして神戸に就いても多く論及さるゝ所あつて律令時代の神戸なるものゝ性質は非常に明白にされたのであつた。然し乍らその研究は神社を中心としてその經濟方面を詳らかにされたものであり、神戸の研究も大體はその靜的な状態に於て經濟的な内容を分析されたのであつた。そして取扱はれた問題も書題の示す如く、略々律

令時代に限られて居るのである。とまれこの名著の存在にも拘らず、先人の驥尾に附して淺學の私が神戸に關する考を公けにせんとするのは、古代よりの歴史の發展の上に神戸が如何なる地位を占めて居るか、その身分が歴史の變遷に應じて如何に變化したか、また律令の制度の漸く壞頽し始めた藤原初期に於てその性質を如何に變へて來たかを考察したために外ならない。そして讀者の批判に訴へて多くの御助言を得ば筆者として幸甚に存する次第である。

二

神戸に關する論を進める順序としては先づその起原と生成より考察すべきであらうが、これは非常に困難な問題であるため、これが理解の便宜上先づ大化改新によつ

て身分上如何に變化したかを觀察したい。半ば賤民たりし部民の大衆を解放した事が神戸の上にとど働いて居るかを知るときは、また大化以前の神戸の身分を知る上にも助けとなる所があると思ふからである。

大化改新は我國制度史上嘗て見ない大變革であつた。氏族制度社會は打破され、氏族に隸屬した部民は解放されて良民の資格を得、公地公民の制の下に新に郡縣制度を確立せんとしたもので奈良時代に入る迄に既にその成功を見たものであつた。氏族制度社會の族長たりし多くの豪族はその資格に應じて、部民と土地の代償として食封を受けしむる事によつて、依然社會の上流者としての生活を保障せしめられた。即ち部民に對する直接の支配權は是を喪失して、中央政府及び地方官に移つたけれども、食封即ち封戸の民の上る庸調の全部及び税の半分はこれを間接的に權門が受けることとなつたのである。從來擅に部民を使役し得た豪族としては大いに權利を喪失した譯であるが、部民としては使役される程度が大いに輕減されたのである。神社を中心とする團體も、大化改

新以前から既に、祝人(欽明紀)、神戸(崇神紀垂仁紀)、神奴(欽明紀)等の要素があつて氏族團體に於ける氏人、部民、氏奴の關係と同様なるを思はしめる。さうすれば神戸も亦、氏族制度社會の部民と同資格なる譯であるが、

これらの論はなほ後に言及するとして、神戸なるもの、性質が大化改新に依つて變遷せることを考へ得ないだらうか。この事については史料の闕乏から徵證し得るもの少ないのは遺憾であるが、兎に角問題となり得るものとして私は鹿島神社の例を常陸風土記から引用したい。同風土記香島郡條によれば香島大神を祭る社には天之大神社、坂戸社、沼尾社の三所があるが、その中天之大神社について

神戸六十五烟(割註)本八戸、難波天皇之世、加奉五十戸、飛鳥淨見原大朝加奉九戸、合六十七戸、庚寅年編戸、減三戸、令定三十五戸、

とある。これによれば鹿島の本社の神戸は皇極天皇の御代までは八戸の神戸を有して居たのが、孝徳天皇の世に至つて一躍五十戸を増加せられたことになる。孝徳天皇

の時に神戸の数が八戸から突如五十八戸に増された事は充分問題にせられる價值があると思ふ。それには色々な事情が考へられよう。鹿島神即ち武甕槌神に對する信仰の擴大等も考へられるが、それにしてもあまりに激しい増加率である。私考するにこれは神戸の本質、或は身分が大化改新によつて大いに變改された事が最も大きな根據となつて居るものとせざるを得ない。從來八戸の神戸で辨じ得たものに五十戸を増さねばならぬといふのは改新によつて神戸の負擔が非常に輕くなつた結果によるものでなければならぬ、その輕くなつた負擔とは恐らく後に令に定められた制度と同様なもので、一般公民に課せられるものと同一基準にあるものであらう。即ちこれを他面より見れば大化改新以前の神戸の負擔は非常に重かつたと言ひ得るのである。

これと併せ考ふべきは香島郡の設置に關する記載である。常陸風土記によれば、

古老曰、難波長柄豐前大朝敷宇天皇之世己酉年、大乙上中臣鎌子、大乙下中臣部鬼子等、請ニ總領高向大夫、

割ニ總國海上國造部内輕野以南一里、那賀國造部内寒田以北五里、別置ニ神郡、其處所、有、天之大神社、坂戸社、沼尾社、合ニ三處、惣稱ニ香島之大神、因名、郡焉。

とある。孝德天皇己酉年とは即ち大化五年であり、この時始めて二つの國造の部内を割いて香島郡が設けられたことを云つて居る。これは大化二年正月の改新の詔勅に示された國郡制による地方行政確立の精神の一實現として注意すべき史料であるが、それと共にこゝに問題となるのは香島郡は最初から神郡として設置されたことである。神郡とは奈良平安時代の用例によれば、一郡全體が神社に屬する神戸より成る郡であるが、此の場合も大體さう考へて差支なく、少くともその大多數の戸が神戸であるといつて誤謬はないのである。これは勿論右の引用文にもある如く、天之大神社、坂戸社、沼尾社の三社が香島郡を分有して居たものとすべく、前述の香島天之大神はその中五十八戸を保たれて居たとするのが妥當である。八戸の神戸に新しく五十戸が増加したのも大化五年

香島郡の編成によつて神郡中の一里が新たに大神の財源たらしめられたといふ事によつて平靜に解釋が出来るのである。かくの如く大化の新制度と共に神戸の郡を設くる必要の出来たのは、矢張り大化以前は少數の戸を驅使する事によつて辨じ得た神用も、それらが解放されて身分に於て公民的たらしめられたために不足を生ずることとなり、こゝに廣範圍の神戸の編籍が要求されて來た結果と考へざるを得ないのである。

三

右の考察にして若し妥當なりとし得るならば、大化改新前の神戸は當然良民であり得ない。神戸を「カムベ」と訓むことは神戸の原初の意義を決定する上に最も注意するべき事であると思ふ。神戸の文字は漢字の普及の後に起るもので、その原義は古代日本語の「カムベ」の音によつて判断されねばならぬ。然るとき我々は先づ「べ」なるものの意義に考へ及ぼす必要がある。

「べ」の意義は勿論部の字義を有し、また律令時代の品部雜戸や神戸を表はすのに用ひられる戸の意義をも有し

て居るが、それ等は夫々音義の一面を翻譯したのみであつて全面的には表現されてゐない。其の原義は古事記日本書紀の多くの例、また氏族制度社會なるもの、性質を思考することによつて次の如くいひうるものであらう。即ち一つの頭首を戴いて支配被支配の關係にある團體の中にあつて、支配者のために、若くは團體のために、勞役に従事して、團體としての物質的機能を全くせしめる同類の戸の結合であるといふべきである。

氏族制度社會に存在した多くの「べ」なるものは皆この普遍的な意義を持つて居る。大氏族にあつてはその職掌を表はす多くの部があつて、齊しく氏上に隸屬するものもあるに對し、普通の氏族にあつては只一つの部が屬してそれが氏の使命とする仕事をなすものであるが、兎に角氏族なる團體の下働きをする點に於ては共通である。

神戸にあつても氏族制度の起原を明確にし得ない如くにその淵源を的確にし得ない。只神戸も氏族制度の中に存在しそれと共に發達したものとはいへるばかりである。恐らく、部民が氏上に仕へ、また仕へしめられるといふ

事によつて起る如く、神戸も神に仕へ、または仕へしめられるといふ思想によつて起るものであらう。文獻の上にも非常に早く表はれ、既に日本書紀崇神天皇七年に神を祭つて神戸をこれに仕へしめられた事が見られる。

崇神天皇御即位の五年頃には國內に疾疫多く、民死亡するもの大半に及び、六年には百姓流離し背反するものすら起るに至り、天皇は朝夕神祇に罪を請はれ、遂に神鏡を大和の笠縫邑に移されるといふ有名な事が起つた。

翌七年には神龜に卜へられ、大物主神を祭るべきことを示され給ひ、御夢告に従つて大物主神の子孫の大田々根子命をしてこの神を祭らしめられたのである。そしてまた別に八十萬神々をも祀られ、天社國社を定め、神地神戸を定め給うたのである。そのため疾疫が熄んだといふ。

垂仁紀にも神地神戸を定むる記載がある。即ち天皇二十七年八月に祠官をして兵器を神幣となすことを卜したのに吉かつたため、弓矢及び横刀を諸神の社に納め、更に神地神戸を定めてこれを祭らしめ給うたことが載せら

れて居る。

右の中崇神紀の例は神志を宥めんがため、神々を丁重に祭られたことを述べたものであるが、神地神戸を寄せられるといふことは、新たに祀られた神祇に仕へて、これに永く祭用を上るに足る基礎を定められた事に外ならないのであつて、神を頭首とし、土地と部民を持つ小團體が、こゝに多く成立した譯であつて、後には幾多の變遷があつても、發生的には全く他の氏族團體と對等の地位にあるもの、即ち獨立した小氏族のものを發生した事になる。垂仁紀の例も神を一つの獨立體としよつとする思想から起るもので、兵器を神幣とすることはこれに危害を加へんとするものを神自らが攘はれるといふことに外ならない。そしてまた神地神戸を奉るといふことはこれに經濟的基礎を安固ならしめるといふことであり、こゝにも神を中心とする一つの獨立團體が成立したことになるのである。かくて、武備と財力を有した神は他の氏族とは別立して存立し得る譯である。

要するにこの二例によつて考へられることは神の獨立

である。氏族制度社會に於ける獨立は即ちそのもの自體が氏族化せることに外ならない。かくして神戸も亦他の氏族に於ける部民の如き使命を持ち、その地位も部民と相等しきものとして差支ないのである。

氏族が一つの獨立團體であつて他の氏族の支配を受けないことをその本質の形態とすることは屢々いはれる所で今更その論を繰返す要はないが、神もまた一つの獨立體の中心となり、神戸等を含めた神の團體は他の氏族の干犯を受けないのを原則とするものである。このことは右の叙述に於いて考へた所であるが、なほ次の例によつて確證されよう。日本書紀履仲天皇五年九月條に車持君が筑紫國にて人民を擅に按し、兼て「充_レ神者」を取つたのに對して天皇が

爾雖_ニ車持君、縱檢_ニ校天子之百姓、罪一也、既分_ニ寄于神祇、車持兼奪取之、罪二也。

とて車持君を罰せられて居る。書紀のいへる充神者とは恐らく神戸の事であらう。これを直ちに神戸といはないのは神に屬して神戸と同じ身分にあるものでも、何等か

の理由によつて神に充てられて後も尙ほ車持部を稱して居たものと考へられ、實質は神戸と異ならないものとすべきである。それで天皇のいはれる所は既に神祇に分ち寄せた以上は神の民であり、名は車持部でも車持君の奪取することを許さぬといふ意味である。そして天子の百姓と神に充てたものとを判然分つて罪を論ぜられて居るのである。即ち天皇は神に分つた部民を御自身の百姓と分つて考へられ、神に仕へる民は神の外他人にも奪取されないことを示されて居るのである。

かくの如く神を中心とする團體の獨立的性質を明らかにし得るのであるが、その團體の組織の中に祝人及び神奴があるのである。即ち欽明紀二十三年六月條に馬飼首歌依が犯罪により苦問されて死し、その子守石また火中に投ぜられんとした時、母が祝人に付して神奴と作さしめよと請ひ、その請の容れられたことを記して居るが、この祝人といふのが丁度氏族の氏人に當るものでないかと思はれる。かく考へるときは、今迄述べ來つた神を中心とする團體も神、祝人、神戸、神奴の支配、被支配の

關係を有して、この四者は夫々氏族に於ける氏上人、氏族民、氏奴に相應するものとなり、従つて神戸が神に奉仕することは、部民が氏上に對すると同じ性質を有することとなり、神戸と部民が身分上、職掌上一基準にあることを明瞭にしうるのである。

四

大化改新以後の神戸が如何なるものとなつたかは令の制度によつて初めて明らかにされるが、大體それに規定された所は大化改新によつて定められたとして差支なからう。只中央集權政治のため神主及び神戸の直接關係があまりにも隔離することについての急激な變化を緩和する方法として、天武天皇六年五月に勅して天社地社の神税は三分の一を神用に供し、三分の二を神主に給することを宣べられた。即ち神戸の上納する田租は一旦國の倉に收まるのであるが、その税即ち貯への三分の二は神主の用に給するといふのである。これは後の神祇官に納めたり、或は永く國の神倉に藏するとは異なるもので、中央集權による郡縣政治の確立に至る過渡的な現象としてこ

の勅があつたものと思はれるのである。

令制に於ける神戸の制度は職員令及び神祇令に記さるゝ所が即ちそれである。

伯一人、掌^ニ神祇祭祀、祝部神部名籍、大嘗鎮魂御巫卜
兆、惣^ニ判官事（職員令神祇官條）

凡神戸調庸及田租者、並充^テ造^ニ神宮^ニ及供神調度、其稅
者一准^ニ義倉、皆國司檢按申^ニ送所司^ニ（神祇令）

令制に於いて注目さるべき神戸の特質はといへば、神戸は神祇官の管する所であり、租庸調の類は悉く國司が檢校して神祇官に申送るといふ事である。神社は神戸に對してこれを自由に使役する權利を持たず、只國に納められた租庸調を國司を通じて神社に受取るといふに過ぎなかつた。そして國司はその結果を神祇官に申送ることに註一よつて中央の監督下にある譯となるのである。戸籍も一般公民と同じ様に一通は國に止め、二通は太政官に送られるものであり、たゞ外になほ一通が神祇官に送られる相違があるのみである。また公戸の上る租の一部は不動穀として蓄ふる如くに、神戸の租も神用に供して剩る分

は出舉せず、これを義倉に準じて貯ふるものである。^{註二}

この様に神戸は徴納物の使はれる途が違ふ外、公戸と殆んど異らぬものであり、しかも雜戸や賤民等とは異つて完全な良民であるのである。

然し神戸の上納物が朝廷に赴かずして神社の用に供せられるといふことは身分的にも公戸より幾分劣つたものであることを考へざるを得ない。その點に於て勳功、位階、職分あるものの生活を保證するためにある封戸と性質の同じものがある。神戸が大化前の半賤的な身分から解放されたとするならば部民も亦大化前の半賤的身分から解放されて封戸の形を取るに至つたといつても差支なからう。勿論血族的關係に於て或は人的要素に於て大化前後によるこれ等の關連は全く一致するといふのではないが、そこに幾分の連絡が求められはしないかと思ふ。鹿島神社の神戸は大化以前のものが、そのまゝ、大化以後にも殘存したことがそれである。大化二年に廢止を宣言された部民が、直ちに解放され得ず、天智稱制三年にまた認められた事實から判斷すれば、それらの滅ぶ後は必

ずや一部は封戸の形として殘されたと考へて敢て差支ないものと思ふ。

神戸と封戸は相似たものであるが、互ひに他方に包攝されるものではない。従つて令の條文に於ても神戸は神祇令に、封戸は賦役令及び祿令に規定され、兩者は相互に別のものであることを示して居る。「神戸は神社に寄せられた封戸である」といふ説も正しくないとはいへないが、律令制定の當初は相互に相異なるものとして取扱はれた。また事實令の規定に於ても異なるものがあつた。即ち封戸は最初調庸を主に全給して、租は半を官に入れ半を主に給したのであるが、^{註三}神戸は最初から租を全部、神社に給するを原則とし、その一部を貯へるのみであつた。

ところが、奈良時代の末期頃から神戸は封戸の一部と見做される様になつたのである。その第一の原因は天平十一年に至つて封戸もその主に田租を全給する様に制度が變り、^{註四}封戸の性質が神戸と同じ様になつたことである。けれどもなほ暫くは神戸を封戸とはいはれなかつたのであつたが、何時の間にか混用されて來たのである。その

直接の理由は、位階を授けられた神に封戸が與へられること註五から、遂に元來の神戸と混同したためで、名稱も神

封とか神封戸といはれるに至り、或は單に封若くは封戸とさへいはれる様になつたものと思はれる。類聚三代格一貞觀十年六月廿八日太政官符の「大社封戸」の語の如きは單純に神戸を意味して居るのである。註六

封戸もそうであるが、神戸を國司に於て檢校することゝなつては年々同額の徵納を必要とする様になつて來る。それは神社の支出が毎年略同額だからといふだけではなく、國司の神稅帳、輪庸帳等を作る上の便宜もあり、神祇官の帳簿檢査にも都合がよいからであらう。こゝに中央政府によつて統制のための制が屢々出て居る。その最初として養老七年五月乙卯には

制、神戸當_レ造_レ籍帳_レ戸無_レ増減_レ依_レ本爲_レ定、若有_レ増益_レ即減_レ之、死損即加_レ之

とて神戸の數を一定すべき制が出された。然してこの制は神戸の口數を一定にするといふよりも戸數を固定し、その増減に應じて官戸を神戸に編入したり、神戸を官戸

に変更したりすることを主旨としたものと思はれる。戸數を統制する此の主旨は、更に進んで天平十九年六月一日の格によつて戸口の多少により所輸の雜物不等なるため、その平章を議して戸口を一定にすることとされた。註七

即ち、一戸の正丁五六丁（五人又は六人の意なるべし）中男一人に當る調庸を定數とし、田租は一戸毎に三十束を以て限りと定め、これに加減せしめぬことゝなつた。三十束は即ち二町の田租に當るものである。これは封戸に就いて定められたものであるが、伊勢神宮のを除いては神戸にも適用され、もし正丁五六人を過ぐるときは官戸に編入されたのであつた。註八貞觀式も右の規定であるが、何時の間にか租は四十束となつて來て居る。註九神宮雜例集には伊勢神宮の神戸に就いてその租庸調等を詳記したものがあつたが、大體はこれらの原則に適つたものといふことが出来る。租は石にて表はされ、戸別四石となつて居り、即ち四十束に相當する。

神戸の性質は大略以上の様なものである。終りに述べた神戸の負擔については正稅帳等をも基礎として論ずべ

きであつたが、既に祝氏が詳密に研究されたためにすべ
てを省略した。そこで次には問題を進めて、國司が實權
を喪失し始める藤原初期に於て神戶も亦國司から離れて
直接神社に結付かうとする形勢があるので、その過程を
類聚三代格を中心とする文獻の上から簡單に眺めて見た
いと思ふ。

註一 令には單に「國司檢校申送所司」とあるが、延喜式臨
時祭には「凡諸國神稅庸帳……毎年勘造……送此官(神
祇官)計會知實、即付返抄」とあつてその意義を明かに
して居る。

二 「其稅者一准義倉」といふ令文の意義について集解に
諸説あり、起草者の意のある所を知り難いが、實際上は
義解の不出舉也といふ位のものであつた様である。

三 賦役令封戸條。

四 賦役令集解封戸條(續日本紀十三天平十一年五月辛酉
條參照)

五 續日本紀十八天平勝寶二年二月戊子條に、八幡大神は
一品に當る封戸が與へられ八百戸となつた例がある。

六 この官符は「應以大社封戸、修理小社事」の事書あ
り、これは文中に「有封之社令神戶百姓修造」とある語
に相當し、封戸と神戶は同意語として用ひられて居る。

神戶に關する一二の考察

七 賦役令集解封戸條(續日本紀十七天平十九年五月戊寅
條參照)

八 類聚三代格一、貞觀二年十一月九日太政官符。

九 式逸下(續々群書類從六ノ五五一)、延喜民部式

五

令の制度に於ては神戶の戸口及びそれからの徵納物を
國司が檢校して神祇官に報告することは既に述べた如く
であるが、神社の收入たるべきものを國司に於て取扱ひ
國の倉に收め、必要に應じて神社に運送するといふこと
は、中央集權の徹底といふ問題を離れて便宜的な見地を
以てすれば、多くの不便を伴ふものであつた。殊に神戶
より國司を経て神社に送られる收入は規定の「造神宮及
供神調度」に充てられるもので、國司の他用に供し得る餘
地のないものにも拘らず、國司の手を経るときは、彼等
に自覺を缺くため、兎角不正が行はれたのであつた。そ
のため神社としては賦課を神戶より直接受取ることが最
も便宜なるため、勢力ある神社は神祇官に對して、屢々
その請願を試みて居るのである。かくの如き問題が紛糾

第十九卷 第二號 三八五

すること自體が、既に國司の權限について鼎の輕重を問はれたことを示すものであるが、神社の希望が次第に容れられて來るのは國司がその勢力を失墜して行く過程の一面を物語つて居るものである。

天平の頃は律令の規定が正しく守られ、國司が神戸の調庸田租を検校し、神税を國庫に保管することが行はれて居つた。これらの事は天平二年大倭國正税帳以下の諸帳によつて判斷される所である。ところが暫くにせよ、

宇佐神宮では天平寶字六年以前に太宰又は國司の干渉を受けずに徵納する所があつた様な形跡があり、氣比神宮は延暦十二年より弘仁元年頃まで勸納されたものを神庫に保管した。^{註一二}これらは奈良時代に於て既に神社が國司の

權限を奪つた事例であるが、その他の諸社に於ても、同様の希望があり、他面國司の不法も著しくなつたものであると思はれる。それで遂に延暦廿年七月一日に至つて

太政官符が諸國に下され、神官が國郡司と共に神社の祭料をととのへ、收支を明らかにする様に命ぜられたのである。類聚三代格卷一弘仁十二年八月廿二日の太政官符

中にこれを引用して曰く、

太政官去延暦廿年七月一日下諸國符備、今案神祇令云、神戸調庸及田租者、並充_下造_二神宮_一及供神調度、其神稅者一准_二義倉_一、皆國司檢校者、准_二據令條_一既稱_二檢校_一、至_二于支用_一理難_二專輒_一、宜_二國司郡司神主等支_一度祭料、并注_二其殘_一申上聽_二裁者_一。

と、これは全國の神戸を有する諸社に適用さるべきものであつたと考へられるのであるが、その中でも殊に伊勢神宮其他二三の大神にあつてはこれに満足せず、神税を神社の神庫に直接納めんとする運動をなし、國司は令條に従つて自ら檢校せんとして、こゝに屢々官符の斷案が下されるに至つて居る。類聚三代格によつて伊勢神宮、宇佐神宮、氣比神宮の夫々の場合を極めて簡單に省みたいと思ふ。

伊勢神宮は皇家の宗廟だけあつて、その勢力は全國諸社の冠であり、伊勢國度會郡多氣郡を神郡とし、其他の諸郡及び尾張、參河、遠江、近江、志摩、美濃、信濃、等の諸國に神戸を有し、後には飯野郡以下伊勢の諸郡も

神郡とされる程の有様であつただけ、その勢の向ふところ、國司等も當るべからざるものがあつた。けれども少くとも、寶龜五年頃は大神宮の神税は國司が檢校して居たが、其後神郡司の闕意から國司との關係が圓滿に行はれなくなつたらしい。それが延暦廿年七月の右に擧げた太政官符によつて、國司郡司に神主が相共に神戸の徵取と支用の事務に當ることが認められたのが拍車を加へたのであらう。神郡司は郡内の租庸調を悉く一旦國衙に運

び、更に神主らの立會にて支用を出すことは不便が多いため、恐らく神宮側に結束した神郡司は國司に對して租庸調の闕意をしたのである。それで伊勢國の訴へとなり、延暦廿年十月廿九日「應_レ加_レ決_レ罰神郡司事」なる太政官符の發令を見るに至つた。所が事件は神郡司の決罰にて終らない。次には神宮司から神祇官に解し、神祇官は太政官に對し、「今准_三諸神_二國司檢收於_レ事不_レ穩者_一」と願ひ註一三延暦廿四年四月七日、伊勢國に對し、太政官符が下され、このことが認められて國司は檢校に預らず、宮司をしてこれに當らしめることが命ぜられた。然しこれは伊勢國

に限ることで他國の神税は徒らに國の倉に積んで、これを用ひぬといふ現象を生じたので、神宮では祭料不足に事寄せて他國の神税を用ふることを願ひ、弘仁六年六月聽されて他國の神税を先づ用ひて國內のは國に儲へ置き必要に應じて出すこととなつた。かく國內のは儲へるといふことのために、國司の權限がまた復舊するに至つたが、弘仁十二年に至り再び國司をして關係せしめざることに成功して居る。註一四

次に宇佐神宮についていへば、これも以前は太宰が神戸を檢知して居たものである。ところが延暦十八年即ち諸國に神官と國郡司相共に檢校せよとの官符が出るより二年前に太宰府の官吏が宮司と共に檢校することが命ぜられたが、太宰府は遠くて不便が多いため、大同三年には國司が神宮司と共に檢校して太宰府はこれに預らな註一五くなつた。これも太宰府が祭料を神宮に送ることは事の速かに行はれ難いといふので太宰の權限を少くするものであるが、しかし伊勢神宮の様に國司をも關係せしめぬといふ迄には至らなかつたのである。

また氣比神宮は神封の租穀を國が官庫に徴納し、他の用途に充てるので度々の祭事がそのために閑怠するといふのであつた。それで延暦十二年からは神庫に勸納して祭用に充てることになつたのである。然るに弘仁元年に至つて國介橋朝臣永繼と宮司との間に爭論が起り、宮司の沈黙によつて、神社は勸納の權利を奪はれ、租穀は官庫に收められ、専ら國衙が神戸の納物を取扱ふことゝなつた。ところが租穀は神用に盡して他色に充てないものであるから官庫に納むるは却つて公益がない。神庫に納むるのが便宜であると宮司大中臣安根が神祇官に解し、神祇官から太政官に解して、元慶八年九月にこれが許されたのである。^{註一六}しかし宮司の獨行は許されず國司宮司相共に出納することゝなつたのである。

其他勢力の大でない諸社にあつてはどうであつたかといふに史料の窮乏はこれを詳らかに語らない。只延暦二十年の官符の如く、神主も國司等と共に祭料の支度に關係することになつたとは考へられるけれども、神税を神戸から直接神社に收めることは少なかつたであらう。

扱て、先に述べたところによつて考へられることは、實際上は多くの不便を伴ふにも拘らず、令の規定に於て國司をして神戸の租庸調を檢校せしめたのは、地方行政に於て徹底した郡縣政治を確立せんとしたものであり、劃一的な政治の實現を令の理想として懐いて居たといふことである。然るに行政の總監督たるべき位置にある太政官が屢々かく符を下して國司の權限を神社に譲つたのは、劃一主義による爲政の不便を感じたことにもよるであらうが、主として神社の勢力の大いなるものに對してはこれを左右して行くだけの氣力が政府になく、國司には更になかつたことを物語つて居る。殊に事は信仰に關するものであり、宇佐八幡の神託が皇位を云々してさへ天皇の考を搖がす程の力があり、また神託によつて太政官符が出されたりして居る時代であるから、^{註一七}神社なるものゝ運動は大きな精神的壓力を持つたものであつた。また手續上の順序として神社の請願は神祇官に對してなされ、神祇官から太政官に解するのであつて、神祇官は實力は乏しくとも神祇を司るといふ意味で階次も太政官の

先にあり、太政官として無下に神祇官の願を捨てること
が出来なかつたことも大いに關與して居るものと思はれ
る。祭事によつて政治を行ふといふ様な時代は既に過ぎ
て居ても、神祇官の申すところは相當尊重されねばなら
ぬといふことは充分了解し得るのである。

かくして國司の勢力が僅か乍らも他の勢力のために奪
はれて來るといふことは、律令政治の上にはこれが壞類
を導くものであつた。藤原後期に入つて制度の混亂は愈
々激しくなるが神社の勢力の國司に對する侵蝕の如きも
その一つの先驅をなすものといつてよいと思ふ。

註一〇 類聚三代格一、寶龜五年八月廿七日太政官符、同貞觀
十三年五月日太政官符等。

- 一一 續日本紀十九、天平寶字六年十一月丁亥條、この時太
宰をして檢知せしめらるゝことになつた。
- 一二 類聚三代格一、元慶八年九月九日太政官符。
- 一三 同、弘仁十二年八月廿二日太政官符に引用。
- 一四 〇、に述べた事件は右註の官符による。
- 一五 新抄格勅符抄、延曆十八年十一月五日太政官符、類聚
三代格一、大同三年七月十六日太政官符。
- 一六 〇、は述べた事は類聚三代格一、元慶八年九月九日太

神戶に關する二二の考察

政官符による。

- 一七 新抄格勅符抄延曆十七年十二月廿一日太政官符に引用
された天平勝寶七歲三月廿八日の符は、八幡大神の託宣
が百姓津守比刀に下り、それが宇佐郡司、豊前國司の解
を経て太政官符となつたものである。(續日本紀十九參
照)。

六

次に問題を轉じて戸籍の制度の藤原時代に入つて圓滑
を缺く様になつたことが、神戶の變遷と如何なる關係を
持つて居るかを概觀しておきたい。

先にも述べた如く、神戶の戸數は夫々定數があつて、
特別に寄進されるとき或は神位の昇進によつて増加され
るとかいふ場合の外は變更を見ないものである。そして
また神戶の丁數も天平十九年六月の格に出された封戶の
丁數に關する規定に従つて一定にされた譯である。即ち
先にも述べし如く、一戸正丁五六人、中男一人を以て標
準とし、田租は三十束(後には四十束)に定められたので
あつて、口數が多くなればこれを官戶に編入し、少なけれ
ば補充するのであり、一戸全體が逃散するときは他の戸

を以てこれに宛てるといふことになるのである。戸籍の制度が完全であればこれで弊害を伴はない譯であるが、漸く紊亂し始めた藤原初期にあつては色々な弊害を生ずるに至つたのである。

先づ戸籍自體が實狀を傳へない場合に起る弊害がある。民戸の實態に於ては死亡せるに拘らず、戸籍面に於ては除帳されずに残る場合が随分多い。それは戸主に於て死者の口分田を永く使用しようといふ不正な動機から起るものであるが、斯くの如く届出を怠ることは随分多かつたのである。^{註一八}それで戸籍面で神戸の正丁が五六丁を

過ぎる場合は、その餘剰の口を官戸に編入することゝなるのである。ところが實狀は正丁が到底五六丁に及ばぬに拘はらず、租庸調は定數を徴收されるためにその負擔の大なるものがあつた。^{註一九}伊勢神宮としては戸籍の不完全は一に國吏の怠慢によるものであるから、正丁の規定以下に少い戸から規定のものを徴收するのは神戸の疲弊を來すものと考へたのである。それで神宮にては右の場合あるに藉口して、神戸の丁を改減して官戸に編入するこ

とに反對の運動を起し、大和、伊賀、伊勢、志摩、尾張、參河、遠江等の國司と神祇宮との間に論があつたことが思はれるが、結局貞觀二年十一月九日の太政官符によつて大神宮は諸社に異なることを理由として、神戸の丁を改減せざることが認められたのである。なほ右の官符によれば、既に延暦廿年四月十四日の格に於て「大神宮封戸非改減之限」といはれて居る様であるが、その動機は貞觀二年に於ける場合と同様であつたかまた大神宮の封戸に對する恩典であつたか詳らかでないが、兎に角伊勢神宮だけは特別な待遇を受けたのである。

次は右とは異つた場合として神戸の正丁の増加に對して何等處置の講じられないことがある。恐らく國司の微力となつた結果、國司の自由裁量による處置を講じ得なくなつたものであらう。

元來神戸は官戸に比して課役が輕くとも重くはなかつた。神戸は其身を役して神社を修理する義務があつたが「供神之外不赴^{註二〇}公役」といふことを理由として課せられるものであつたからさう重いものではなかつた。尤も

奈良時代には公戸の百姓に賦課の赦免あるときその霑恩が寺神の封に及ばないのを歎じて居る例があるが、これについて平等に關する歎願が容認された以上は、^{註二一}反つて

神戸の方が負擔が輕くて凌ぎよいといふ状態であつたと思はれる。そのために公戸の民が次第に神戸に入込んで籍をかへるといふ状態を示して來たものである。類聚三代格卷八寛平六年六月一日の官符に紀伊國解を引用して

而今神戸所領正丁之數、或戸十五六人、或戸二十三人、

官戸所有課丁之數、或戸僅一二人、或戸會無課丁、詳檢其由、神戸課役頗輕、官戸輸貢尤重、因斯脫彼重

課二人此輕役一

といへるは極端なる例を挙げたとしても、大體に於て人民が神戸に集まる傾向があつたといひうる。國司ではかくの如き狀勢に善處する方法として、國內の課丁を總計し、戸毎に人數を平均に分ちて籍を作り、濫りに改替せざることを請願して許されたのである。けれどもこの新しい案も果して請願通り實行し得たかは疑問である。

兎に角右に引用せる如き狀勢を馴致したことは、同官

符中にも述べてある様に「積慣之漸、忽然難變」きものであつた。神社、神戸戸籍、國司を廻つて色々な紛争が起つたけれども、社會の力の移り行く所には抗することが出来ない。戸籍の制度が廢頽するに至つては、國司は最早神戸を檢校する手段を失つたといつて過言ではなからう。

註一八 清行朝臣意見封事十二箇條、また阿波國徵古雜抄所收、延喜二年阿波國板野郡田上郷戸籍斷簡(峰須賀俣傳家藏)

によれば、一目して戸籍の不自然性を知る。即ち婦人が著しく多いのは人民の課役忌避のためであり、しかも彼等に老年者の多いのは婚姻、死亡の届出をせず、戸に於てその口分田を使役せんとしたものと考へられる。

一九 類聚三代格一、貞觀二年十一月九日太政官符。以下の事件も此の符による。

二〇 同 弘仁二年九月廿三日太政官符引用の句である。

二一 續日本紀二九神護景雲二年二月乙巳朔條。

七

神戸に關して起つた國司對神社の關係、また戸籍の不整を中心として起つた神戸編籍の問題は、律令政治の維持を自づと崩壞せしめて行くものであつた。これは即ち

國民全體が國家統一の政治に對する無自覺と、殊には爲政者のこれに對する無誠意によるもので、この心的事象とそれに伴ふ制度の壞頽とが交互的に相重り、遂に藤原後期の制度混亂時代を現出するに至つたのである。^{註二二}かくしてその結果、神戸の神社に對する結合は私的となり、その土地的要素は莊園化して來る。

神戸の莊園化を思はしめる神戸預の語は既に應和頃註二三に表れて居り、神郡などには專當なるもの、發生も見られる。神戸の人的要素は神人等ともなつて史上に表れて來る。鎌倉時代にもなれば伊勢神宮の神戸の地にも夫々地頭註二四が置かれたりする。この様に神戸の制度は全く形を變

へて了ふのであるが、これらの考察に就いては本稿の主旨とする所でないため、こゝにて拙論を止めることとする。

註二二 類聚符宣抄一、長保四年十月九日の太政官符中に「而近代以來遠近諸社、或破壞損失、或顛倒無實、不事祭祀、如忘憲法、是則時及澆季、吏少勤節之所致也」といはれて居るが、世の風潮に伴つて神戸の制度の亂れたことを語つて居る。

二三 類聚符宣抄一應和二年八月廿二日太政官符、大神宮諸雜事記長元四年五月日條等。

二四 吾妻鏡一六、正治元年三月廿三日條參照。